

海外特別研究員採用内定者（令和3年度採用分）各位

独立行政法人日本学術振興会

理事長 里見 進

（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う海外特別研究員（令和3年度採用分）
の資格要件に係る特例措置について（通知）

平素より本事業の円滑な運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

海外特別研究員の令和3年度採用分の採用内定者においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外特別研究員の申請資格である博士号の取得が遅れ、令和3年4月1日時点において資格要件を満たさない状況が生じることが想定される場所です。

このため、日本学術振興会では、こうした状況に鑑み、令和3年度採用分海外特別研究員の採用内定者を対象として、下記のとおり特例措置を設けることとしました。

該当者におかれましては、本通知の内容をご確認いただき、本特例措置の適用を希望する場合は、下記の必要な手続をお願いいたします。

記

（1）特例措置の概要

海外特別研究員の令和3年度採用分募集要項では、令和3年4月1日時点において博士号を取得していることを申請資格としていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年4月1日までに博士号を取得できない場合は、所定の手続を経ることにより、令和4年1月1日まで博士号の取得期限を延長することとし、この期間中において、引き続き該当者を令和3年度採用分の採用内定者として取り扱うこととします。

本取扱いを適用した場合における海外特別研究員の採用開始日は、以下の（3）のとおりとします。

なお、令和4年1月1日時点において、博士号を取得していない場合又は令和4年1月1日までに博士の学位を授与することが決定している旨、学位授与機関が証明する文書を提出できない場合は、海外特別研究員の採用内定を取り消しますので、ご注意ください。

（2）対象者

海外特別研究員の令和3年度採用分の採用内定者で、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年4月1日時点で博士号を取得できない者（※）のうち、上記の特例措置の適用を希望する者※なお、「日本学術振興会 海外特別研究員遵守事項及び諸手続の手引（令和2年9月）」（以下、「手引」という。）8頁に記載のとおり、学位の取得日が令和3年4月2日以降となる場合で

も、令和3年4月1日までに博士の学位を授与することが決定している旨、学位授与機関が証明した文書を提出することにより、学位取得証明書の提出は交付されるまで猶予されます。該当者については、本通知ではなく、手引の指示に従ってください。

(3) 採用開始日

博士号取得日以降、令和4年2月28日 まで

(4) 手続

上記の特例措置の適用を希望する場合は、「海外特別研究員（令和3年度採用分）博士号取得期限延長願」＜様式A-1＞及び「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う博士号の取得について」＜様式A-2＞に必要事項を記入し、令和3年4月8日（木）までに本会までご提出ください。

なお、提出に当たっては、各提出書類をPDFファイルに変換し、本会まで電子メールにて提出することも可能とします。

本通知に関しご不明な点がある場合は、下記の本件担当までお問い合わせください。

(本件担当)

(独) 日本学術振興会人材育成事業部海外派遣事業課

TEL : 03-3263-0925 E-mail : kaitoku@jsps.go.jp